



労基署便り

令和6年度 No.8
大河原労働基準監督署



令和6年1月～10月労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5	R6 (速報)	前年比	R5	R6 (速報)	前年比
製造業 計	25	39	14	320 (4)	345	25(-4)
食料品製造業	13	12	-1	160	156	-4
機械金属製造業	10	14	4	90 (3)	95	5(-3)
建設業 計	24	16	-8	226 (4)	204 (3)	-22(-1)
土木工事業	9	7	-2	64	62 (2)	-2(2)
建築工事業	12	7	-5	123 (2)	109	-14(-2)
その他の建設業	3	2	-1	39 (2)	33 (1)	-6(-1)
運輸交通業 計	6	11	5	281 (1)	265 (1)	-16(±0)
陸上貨物運送業	3	10	7	250 (2)	251 (1)	1(-1)
商業	21	20	-1	327 (3)	324	-3(-3)
社会福祉施設	8	6	-2	181	183	2
全産業	125	129	4	1899 (18)	1821 (11)	-78(-7)

※1 休業4日以上死傷労働災害(労働者死傷病報告による)の数値。前年比は死傷者数(人)、()は内数で死亡者数。／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送用機械等製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

令和6年12月1日～令和7年1月31日

令和6年度「宮城年末年始労働災害防止強化運動」について

年末年始は、日没時刻の早まりによる視界不良、積雪や凍結などによる作業環境の悪化に加え、心理的にも慌ただしくなる時季であることから、労働災害の防止についても、最も多い事故の型である転倒災害の防止をはじめ、これらの事情を踏まえた取組が必要となります。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮もより一層重要となります。

このため、宮城労働局及び各労働基準監督署では、県内すべての労働者が安全で健康な新年を迎えられるよう、県内の各労働災害防止団体等が実施する労働災害防止運動などとともに、令和6年度「宮城年末年始労働災害防止強化運動」を行います。事業主の皆様には、以下の事項について、期間中に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ア 「Safework 向上宣言」※を活用するなどした事業主及び労働者等による安全衛生方針の表明

イ 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新たな安全衛生計画等の作成

ウ 事業主等による安全衛生パトロール

エ 作業内容の変更等に伴う安全衛生教育

オ 作業場、設備、保護具、通路、標識や表示等の一斉点検

カ 作業面や通路の凍結等に伴う転倒災害防止対策の確認

キ 大掃除に伴う4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動

ク 年末年始の作業開始時における安全確認

令和6年度 宮城年末年始労働災害防止強化運動

令和6年12月1日～令和7年1月31日

安全第一でお願いします！

無事故の歳末 明るい正月

宮城労働局、各労働基準監督署

※1 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新たな安全衛生計画等の作成

※2 事業主等による安全衛生パトロール

※3 作業内容の変更等に伴う安全衛生教育

※4 作業場、設備、保護具、通路、標識や表示等の一斉点検

※5 作業面や通路の凍結等に伴う転倒災害防止対策の確認

※6 大掃除に伴う4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動

※7 年末年始の作業開始時における安全確認



詳細はこちらから
ご確認願います⇒



- ケ 労働時間の適正管理と過重労働の防止
- コ 長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導等
- ※「SafeworK 向上宣言」とは？

宮城労働局及び県内の労働災害防止団体等が運営する労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する取組。



新しくなりました！！

宮城県最低賃金の改定について

宮城県の最低賃金が以下のとおり改定されました。
事業主の皆様におかれましては賃金額の確認をお願いします。



宮城県最低賃金 時間額 973 円 令和6年10月1日から

＊宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用され、日給や月給は時間給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、以下の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

鉄鋼業 時間額 1,059 円 令和6年12月15日から

電子部品・デバイス・電子回路、

電気機械器具、情報通信機械

器具製造業

時間額 1,012 円 令和6年12月15日から

自動車小売業 時間額 1,036 円 令和6年12月15日から

なお、最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対して、生産性を向上させるための各種助成金等の支援がございますので、詳しくは次のQRコードからご覧ください。



事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりについて

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、次のQRコードから「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

発行：大河原労働基準監督署（TEL：0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。